慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	石橋湛山蔵相の公職追放(三・ 完) : 占領前期の政治的一断面
Sub Title	The Purge of Finance Minister Ishibashi Tanzan ; A Political Aspect in the Early Occupation Period (3. End)
Author	増田, 弘(Masuda, Hiroshi)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1986
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.59, No.11 (1986. 11) ,p.39- 62
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19861128-0039

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

石橋湛山蔵相の公職追放（三・完）

――占領前期の政治的一断面――

増田弘

一　問題の所在
二　背景――石橋〝積極〟財政
三　第一の契機――石橋の蔵相就任
四　第二の契機――戦時補償打切り問題……以上9号
五　第三の契機――終戦処理費問題
六　吉田・石橋の確執（Ⅰ）――インフレ問題と石炭増産問題
七　吉田・石橋の確執（Ⅱ）――人事問題と連立工作問題……以上10号
八　石橋追放……以下本号
九　石橋追放の影響
十　結　論

八　石橋追放

一方GSでは、一九四七年三月以降湛山追放の準備作業を本格化し、ついに五月八日、日本政府に対して湛山追放の覚書を手交するにいたった。以下、GS内部における石橋追放の決定および実施過程を明らかにする。

この間、GS内部では公職追放の責任者（公職課長ないし行政課長 Public Administration Division Chief）は、一九四六年七月にリゾーからマーカムへ、そして同年末からネーピア（Jack P. Napier）少佐へと代わっていた。[1] また第二節で論じたとおり、GIIなどとの対立や、公職追放令の地方・経済・言論レベルへの拡大に伴い、同課のメンバーは漸次増員された。その中の一人が塚原であり、彼が『東洋経済新報』、というよりも石橋蔵相を担当した。三月一二日、塚原は『新報』（自一九三七年七月三一日至一九四一年一二月六日）に関する第一次調査を終了し、追放令に該当すると判断できる社説など一一篇の要旨を報告した。[2] 続いて二〇日、新たに三篇を付け加え、二一日には、英文月刊誌『オリエンタル・エコノミスト』の二七篇を抽出した。[3] これら「好ましからざる」社説等計四一篇中、湛山執筆のものは五篇にすぎなかった。[4] 塚原は報告書で、新報社が好戦的かつ超国家主義的方針を維持し、公職追放令（SCAPIN-548）に該当する旨明らかにした。[5]

また石橋湛山に関する報告書（三月二一日付）では次のような罪状を挙げた。[6]

「石橋湛山
地位……大蔵大臣
(SCAPIN-550) との照合……追放該当
1、過去二十年間石橋は新報社の編集主幹兼社長として愛国的かつ帝国主義的編集方針のすべての責任を負わねばならない。
『新報』の抜粋はこの雑誌の次のような姿勢を示している。

①一九三一年から一九三七年までの満州における日本帝国主義を終始支持した。
②一九三七年後侵略を擁護していっそう軍国主義的かつ率直になった。これら重大な時期において『新報』はとくに
a、戦争責任を中国側に押し付け、日本軍の対中国行動を承認した。
b、北部中国における全面的経済開発を強調した。
c、中国傀儡政権支持と蔣介石政権の打倒を要求した。
d、日本のアジア指導を当然の権利として主張した。
e、日本の全体主義的システムを唱導した。
f、日本の枢軸国への追随を擁護した。
g、米国の日本に対する非妥協的態度を非難した。
h、労働組合の抑圧を是認した。
i、東条内閣の誕生を支持した。
石橋は名実共に新報社の主要人物として、日本政府規定のG項の五行目に該当する。
略経歴：（省略）
付記：：石橋の経済政策はインフレ抑制を謳った政府声明に矛盾し、物価上昇を許している。この政策は主要産業および金融業者に甚大な利益をもたらしており、彼等は政府負債のうちの数パーセントを弁済するだけで残りを帳消しにできる。これは円価値の低下に伴い、その負債を減少させ、彼等の資産の保持を可能としている。大多数の納税者の犠牲により、ごく少数者の利益となる政策の推進者として、石橋は反対勢力から集中攻撃を受けている。政府批判の大部分は石橋とその政策に向けらるべきである。」

これら四一篇に依拠した新報社の言論に対する処断は、事実を歪曲し、きわめて作為に満ちたものであった。上述文書末の付記（NOTE）こそ、GSやESSが湛山追放を望んだ本音といえよう。要するに、石橋蔵相は意図的にインフレを昂進させ、その経済財政政策は一握りの財界の利益に供している、石橋は占領行政に反しており、その存在

を放置できないとの判断である。塚原は上司ホイットニーおよびケーディスの指示に従って、このような作為的文書を作成したと思われる。かくしてここに湛山追放の名目ができあがった。

他方GSは、一九四七年一月に発足した中央公職適否審査委員会に対し、言論追放の基準作成を命じた。三月初旬であったと推定される。直ちに委員会から松島鹿夫委員長、委員の加藤万寿男、岩淵辰雄、事務局長の太田剛、それに終連の山田久就政治部長、田中三男政治部次長らで小委員会を構成し、協議していた折、GSから唐突に『新報』の調査を命じられた。[7] 調査を担当した加藤・田中両委員は、最終的に『新報』は追放に該当せずと結論した。そこで小委員会ではこの報告に基づき、調査結果（三月二〇日付と思われる）をGSに提出した。その「結論」は次のように記している。[8]

「以上之を結論するに東洋経済新報は当該時期に於て指令該当記事を可成り取扱つてはいるが之を全般的に見れば当時に於ける最も「リベラル」な言論を代表していたと云うことが出来る。従つて若し此の雑誌社をその言論の故をもつて追放令に該当するとして取扱うとすれば当時に於ける出版社、新聞社、雑誌社は凡て同様の取扱ひをなさざるを得ないと考えられる。なお本紙の編集方針が極めて自由主義的であつた証拠として左に二、三の事実をここに指摘しておきたい。

(イ) 当時最も自由主義者として軍方面から常に圧迫を蒙つていた清沢洌氏、岩淵辰雄氏（現中央公職審査委員）、伊藤正徳氏（現共同通信社理事長）等の論文を最後迄掲載している。

(ロ) 当時東洋経済は軍方面から圧迫され用紙割当は大いに削減され又昭和十四年九月各言論人の満州視察団編成の際の如きは婦人公論社と共に参加を拒否されている。かくして昭和十九年には当時の出版文化協会理事長飯島幡司氏は石橋社長に辞職を勧告した程であった。

(ハ) 終戦後進駐軍 Colonel Kramer は戦時中オリエンタル、(ママ) エコノミストを閲読しその自由主義者であるのに感銘し之をロンドン、(ママ) エコノミストに次ぐものであると賞賛すると共に速かに再発行すべきことを勧告し別添の様な「メモ」（省略）を終連宛に発している。

因にかような「メモ」を発せられた言論人は之が最初で且最後である。」

しかしGSはこの調査結果に対して甚だしく不満だった。[9] GSは審査委員会の小委員会を解散させ、今度は改めて終連政治部に対し『新報』の調査を命じた。終連の調査では、該当しそうな記事は三八、逆に政府や軍にたてついた記事が三六ほどあった。たとえばヒットラーの『マイン・カンプ』を紹介した記事が掲載されている。これは総司令部とすれば、何よりの手掛かりだった。しかし終連側は、「あの当時、ドイツが勃興していて、ドイツの政策が『マイン・カンプ』に指導されているのだから、それを紹介することは少しも悪くない。同時に反対の議論を載せて、全般として、その雑誌がどのような方向に世論を向けて行こうと考えたか、そのバランスを見なくてはいけない」と主張した。ところがGSのケーディス大佐は、「それは絶対にいかん。ピストルの弾が一発放たれて、相手に害を与えたら、その罪の償いはできない」といってきかなかった。日本側は、その筆法でいくと、時代が時代だから、悪い点数の多いものはいくらもある、東洋経済などはいいほうだ、と反論した。しかしGSは引かなかった。調査命令があとからあとへときた。どうしても東洋経済をワクの中に入れようとする腹がみえた。[10] 山田政治部長らは吉田首相に対し、石橋蔵相が危うい旨報告をしたが、首相側には当時楽観的情報が入っていたという。また湛山自身も、「東洋経済が（追放に）ひっかかれば、日本中の新聞、雑誌は全部追放になる、そんな馬鹿げたことはない」との自信があり、あまり気にとめなかった。[11]

この間、議会でも石橋追放のための布石が打たれた。のち社会党委員長をつとめた鈴木茂三郎は次のように証言している。[12]

「私は石橋氏が蔵相のとき、予算委員会総会の一般質問のついでに、石橋氏の主宰した雑誌の戦前の言論に触れてたずねたことがある。（昭和二二年三月五日）…私があのときいやな質問に触れなければならなかったのは、戦前の石橋氏の言動を非難する謄写刷りの資料が、ある方面から回送されてきたためである。後日、その資料はGHQにつながる方面からひそかに配布されたものであることがわかった。かれこれ思い合わせて石橋氏の追放が政治的なものであったことは疑いない。」

この時期、共産党の野坂参三がGSのマーカムに、「湛山の戦争協力に関する資料」入り書簡（四月一日付）を送っている。その資料には、一九三九年頃新報社から香港に派遣されたフミハル・トクヒロなる人物が日本陸軍のスパイであったこと、湛山は陸軍将校を特派員に偽装して派遣するほど陸軍側から信頼されていたこと、湛山は陸軍の依頼により、トモヨシ・ネズ（根津）とウンジ・ハラダ（原田）を二年間上海と南京で軍のスタッフとして働かせた旨伝えている。[13] 三月二六日付ロースト（P. K. Roest）政治課長のメモにも共産党資料が導入されている事実とも併せ、共産党の情報が湛山追放にある程度の役割を果たしたと推測できる。共産党や左翼側のねらいが石橋財政の終焉にあったことは明白である。[14]

かくして石橋追放の情報が日本側にも流れてきた。四月、湛山がGHQとの連絡役としていた首藤安人が、日頃懇意にしているマッカーサーの副官バンカー（L. E. Bunker）大佐に会った際、「非常に事態が悪い。他の人ではだめだから、吉田首相がすぐマ元帥のところへ出かけていって、手を打たなければ危険だ」といわれた。この報告を聞いた湛山は、総選挙のため選挙区の静岡に発つ直前であったため、首藤に一任した。同月一七日、首藤が吉田に事情を訴えると、吉田は、「自分は首相として追放問題の最高責任者である。その辺の事情は君よりもよく知っている。懸念することはない」と答えた。二五日、湛山は最高得票にて初当選を果たし、静岡から東京に戻ると、多くの新聞記者に囲まれた。大蔵大臣辞任の噂があるとのことであった。湛山は不思議に思ったが、後日、板倉時事新報社長から、「四月三日頃吉田首相は高橋文相に依頼して（慶應大学関係者からの）蔵相後任を物色せる旨」を知らされた。[15] 首藤は一週間後再びバンカーに呼ばれ、非常に事態が悪いから直ちに前回の忠告を実行するよう告げられた。石橋はその旨を吉田に知らせたところ、吉田は湛山の後任選考をはじめていた。二月、吉田が有沢に湛山の三月辞任を公言したことを考え併せて、石橋蔵相の更迭は吉田の既定方針となっていたと思われる。[16]

一方審査委員会では、四月二一日、田中終連政治部次長が新しい小委員会委員六名のリストをGSに提出し、言論

ページに関する案作りを開始した。[17] 結局『新報』を最低線にした枠が引かれた。GHQはこの言論界の追放基準をもって、五月三日の憲法記念日までに、認証官についての再審査を実施するよう指示してきた。閣僚でも容赦してはならないと伝えられた。そこで審査委員会では言論追放審査を開始し、『新報』については、大河内一男、海野普吉の両委員が担当となった。大河内委員の報告では、「これはどうかと思う記事は二つしかなく、その他は問題にすべきものがない」ということだった。委員会は審査の最終日の五月二日に、全会一致で湛山を非該当とする旨決定し、翌日付で理由書を提出した。[18]

この間の四月三〇日、GS内部では湛山に関する重要な決定が下された。調査官ウィギンズ（Guy Wiggins）によってまとめられた全二〇ページに及ぶ報告書は、従来の断片的報告を集大成したものであった。[19] その結論部は次のように記している。[20]

「5、石橋湛山は一九四六年五月二二日以来蔵相の地位を占めているが、それは一九四六年一月四日付公職追放指令を拡大適用した一九四七年一月四日付指令が言論界まで包括できなかったためである。そのため石橋は、新憲法施行の五月三日まで、拡大された追放範囲内にあるにもかかわらず、以前同様の地位を保つことが可能であった。『新報』の翻訳および調査が今や完了し、同雑誌の性格が明確化されるにいたった。

6、上記に照らして、石橋湛山蔵相はSCAPIN-550、付属書A号、G項の条文に基づき、公職追放されるべきである。」

本文には、ネーピア公職課長の承認願いと、ホイットニー局長の実施承認のサインが付されていた。ここにいたり湛山追放は最終決定された。同日、言論界のブラックリストに急遽『新報』が加えられた。[21] したがって、日本側審査委員会の石橋に関する追放非該当の決定は、六日、ホイットニーにより却下された。そのため審査委員会は再審査を余儀なくされた。最終的に委員会は、「非承認というなら、それは総司令部の権限だから、その権限で追放するがよろしい。しかし日本の委員会の権限では、こういう該当事項のないものを追放することはできないし、追放の責任を

負うわけにはいかない」ということで蹴ってしまった。と同時に委員会は長文の意見書を特別に作成し、吉田首相に提出した。湛山は現職閣僚であるし、吉田首相が総司令部と直接折衝することを期待したのであるが、吉田は全然動いた様子もなく、委員会一同、非常に遺憾に思ったという。[22]

果たして五月七日、ホイットニーより終連宛に石橋湛山の公職追放指令（SCAPIN-550）執行の命令書が作成され、翌八日早朝、ホイットニー自身が吉田首相を訪問し、これを手交した。その文書には次のように記されていた。[23]

「1、石橋湛山審査に当たった日本政府の決定は再検討後否認された。石橋蔵相は、SCAPIN-550の付属書A号G項による好ましからざる人物として公職追放されるべきである。

2、東洋経済新報の編集主幹兼社長として、彼はアジアにおける軍事的、経済的帝国主義を支持し、日本の対枢軸追従を提唱し、西欧諸国との戦争不可避を信じ、労働組合の抑圧を正当化し、日本国民への全体主義的支配を課すよう強いた論説上の責任があった。」

この日、湛山は午前十時にマーカットを訪ねた折、追放の噂に触れると、マーカットはけげんそうな顔をしたというが、内心はすでにホイットニーの日本政府に対する指令発出を知っていたと思われる。[24] 十二時に湛山が大蔵省官邸に戻ると、渡辺終連部長がGHQより追放覚書が発せられたと報告してきた。そして渡辺は外務省よりその写しをもらってきた。湛山は激しい憤りを全身に感じた。[25] 湛山は午後三時に吉田を首相官邸に訪ね、自己の追放を語り、追放文書の写しを見せた。吉田は顔色を変えて、すぐに外務省の担当者を電話口に呼び出し、「あれほど出してはならない、と命じておいたのに、どうして出したのか」と怒鳴りつけた。湛山は、自己の閣僚の追放よりも秘密の漏出の方が重大事であるかのような吉田の認識に驚き、不信感をいっそう強めた。[26] 同日夜湛山はGHQの覚書に対する抗議書を起草し、女婿の千葉皓（外務省）に英訳させた。[27] 湛山の抗議書（五月一二日付）は、芦田均、西尾末広、山崎猛ら二二名の湛山追放解除要求書とともに、GSに届けられたものの、何らの効果もなかった。[28] 湛山は一六日、『ニューズ

ウィーク』の記者に自己の追放の不当性を訴えた。[29]

同日午後六時すぎ、林譲治内閣官房長官と山県勝見終連次長が首相の命令により大蔵省官邸に湛山を訪れ、「万策尽きて（明日）予のパージの発表をなす旨」伝えた。これに対し湛山は、「東洋経済が軍国主義を主張せり等々のGHQ政治部の判決を日本政府の言として発表すべしと、総理が良心を以て此発表をなすならば勝手にせらるべく、予は同意しかぬる旨」答えた。[30] 山県は、GHQが硬化していて、どうにもならない事情を述べ、「巣鴨に送るぞ」と脅迫された内幕まで話したが、湛山は了承しないといい張った。翌日早朝吉田の求めにより九時に湛山が外相官邸を訪ねると、吉田は前日のパージの件の了解を求めた。湛山が再度拒否すると、吉田は「しかし君、狂犬にかまれたと思ってくれ」と述べたという。[31] すでにGHQ側には一六日付で吉田首相名で湛山追放の実施が通知されており、マッカーサー宛と思われる一七日付文書が山県終連次長の署名で発出された。[32]

かくしてこの一七日に政府は次のような石橋湛山の公職追放を正式に発表した。[33]

「　　内閣発表

石橋大蔵大臣は今般左記の理由により公職追放令G項該当者として公職より追放せられることとなった。

記

石橋（大蔵大臣）東洋経済新報社の社長兼編集人として東洋経済新報誌がその編集方針として亜細亜に於ける軍事的且経済的帝国主義を支持し枢軸国との提携を首唱し西洋諸国との戦争必至論を助長し労働組合の抑圧を正当化し且日本民衆に対する全体主義的統制の強圧を勧奨したことにつき責任を有するものである。」

なお同日には石井商工相および木村篤太郎司法相の追放も発表されたが、この両人の場合は審査委員会による追放決定であったため、委員会から出された。湛山の場合、同委員会が非該当と決定していたため、内閣の手で発表せざるをえなかったわけである。[34]

翌一八日、湛山はパージに抗議する意味で大蔵大臣辞職の辞表を認めた（五月一七日付）ものの、思い返して翌日、吉田と審査委員会に質問書を提出した。委員会では「石橋を非該当としたが、その後の処置については、委員会に何らの責任はない」との公文書を送り届けたが、吉田首相からは何の返事もなかった。[35] 二四日、国会にて社会党委員長片山哲が新首相に指名され、吉田内閣は退陣した。必然湛山は閣僚の地位から離れ、衆議院議員のポストも失った。以降湛山の追放生活は、一九五一年六月まで、四年余に及ぶことになる。

（1） F. Rizzo 氏の証言。前掲書『マッカーサーの日本』一四六―一四八頁、Robert E. Ward and Frank J. Shulman ed., THE ALLIED OCCUPATION OF JAPAN 1945-1952, 1974, 848-849. pp. 参照。

（2） GS文書 775012 #5. Excerpts from Oriental Economist (12 Mar '47)。

（3） 同文書 #5a. Excerpts from Japanese Edition of the Oriental Economist Appendix A—July 1937 to December 1941 (20 Mar '47), #6. Excerpts from English Editions of the Oriental Economist (21 Mar '47)。

（4） 前掲「私の公職追放の資料に供されたと信ずる覚書に対する弁駁」と前掲書『全集』第十五巻末の「論文目録」参照。なお『新報』社論は終始無署名であった。

（5） GS文書 #7. Memo for Record—The Oriental Economist—from T. Tsukahara (21 Mar '47)。

（6） 同文書 #8. Write-up on Ishibashi, Tanzan (21 Mar '47)。

（7） 前掲書『占領秘録』二五二頁参照。また委員であった岩淵は、「公職追放委員会の真相—GSに翻弄された追放委の内幕—」（『岩淵辰雄選集』第三巻、青友社一九六七年刊所収）の中で、次のように証言している。

「私が追放の委員になって、最初に打つかった問題は、東洋経済新報、というよりは、総司令部の狙いは大蔵大臣だった石橋湛山にあったのだが、それに対する日本側の委員のメンタルテストだった。それまで新聞、出版、文化関係の追放の基準というものは決まっていなかった。専ら、政界に集中していたので、私達の委員会が発足したとき、総司令部から、文化関係の追放基準を作るようにといって来た。それで、委員の中から小委員を上げて、終戦連絡事務局の政治部の責任者と協議することになったが、そのとき、GSのケーディス大佐から、いきなり、東洋経済新報をどう思うか、至急に、返事しろといって来た。そこで委員の加藤万寿男君（共同通信）と、終連の政治部次長の田中三男君で、手わけをして、十年間位の東洋経済新報とオリエンタル・エコノミストを取り寄せて、徹夜で調べた。加藤君の報告によると、"……十

年間のことだから、探したら、該当事項が沢山出るだろうと思ったところが、調べて見て驚いたことには、一つもない。東洋経済という雑誌は偉い雑誌だ。あの戦争中の十年間、よくも、自由主義の立場を守りつゞけたものだ……〃ということだった。ところが、こういう加藤君や、田中君の調査が、逆に、GSの御機嫌を損じた。〃……そんな調査では駄目だ。君らがそういう考え方で、東洋経済を支持するなら、先ず君らから追放する……〃と威嚇した。加藤君は、さすがに新聞人だから、そんな威嚇に恐れるどころか、逆に、反発したらしいが、田中君の方は役人だから目の前で反撃するわけにいかない。〃あんなに口惜しかったことはない〃と、あとで述懐していた。総司令部が、いきなり、東洋経済を、特に取り上げて、われわれをテストして来た理由は、そのときには、よく、われわれにはわからなかったが、あとになって、石橋を狙ったのは、山本（実彦）で改造をテストケースにしたと同じ様に、東洋経済を追放の基準にしようとしたのらしかった。とにかく、この結果、われわれの小委員会は解散を命じられた。……」（一五六―一六一頁）。

なお調査は、田中が日中戦争勃発から太平洋戦争勃発までの『新報』を、加藤が『オリエンタル・エコノミスト』を分担し、数日間半徹夜で閲読した。――加藤万寿男「GHQと〃石橋追放〃」（前掲書『石橋湛山―人と思想―』所収）七三頁参照。

(8) GS文書 #8a. Matters relative to report of investigation of Articles appearing in Toyo Keizai Shimpo and Oriental Economist during period 7 July '37 to December 7 '41 (24 Mar '47)（原文は日本文）。

(9) 加藤は、「私は『新報』の扱い方について、ケーディス氏に話したことがある。彼は「問題外」とばかり、全然うけあわなかったことを記憶している。彼は『新報』をマークしていたものであろう」と証言している。――前掲「GHQと〃石橋追放〃」七四頁。

(10) 前掲書『占領秘録』二五二―二五三頁。また山田久就政治部長は、著書『べらんめえ外交官』（金剛出版社一九六六年刊）の中で、次のように回顧している。

「言論界の追放案は特に峻烈をきわめたものだった。たとえば新聞社は編集局長、次長、論説主幹まで該当する。すでに戦争中の主脳陣はすべて退陣しているのだから、わずかに残っている幹部をさらにこのクラスまでむかれてしまうとベテランは全くいなくなってしまう。ただでさえ新聞界は左翼勢力におされて危険な状態となっているときだけに、非常な大問題となった。雑誌社・出版社の場合も、好ましくない内容の記事または出版物を年四回以上掲載または出版したものはすべてアウトだという。ほかにどんなよい記事や出版物をたくさん出していても、相対的な比較は許されず、年四回の線でバッサリやられてしまう。こんな不合理なバカな話はない。……私たちは司令部の担当官に対して強くファイトした。

しかしどうしてもこれを認めようとしない。言論界追放の判定基準だけは、全く理解に苦しむほどガンコであった。これは結局のところ当時の吉田内閣の蔵相石橋湛山氏を失脚させるのが、司令部の真のネライであったらしい、……彼のインフレ財政論が混乱のるつぼにある経済再建の特効薬として期待されていた。……これはGHQ経済科学局長マーカット少将の経済方策とは所見を異にしていた。しかし石橋氏はまた硬骨漢だけに彼なりの経済論としての信念をもってつっぱろうとした。このへんに司令部を硬化させた大きな原因があるのではなかろうか。」（九〇―九二頁）。

(11) 前掲書『占領秘録』二五三頁参照。

(12) 鈴木茂三郎「忘れえぬ人々⑫――石橋湛山氏」（『週刊朝日』昭和三六年三月一七日号）。また同「烈々たる平和への熱意」（前掲書『石橋湛山―人と思想―』所収）では、「この資料は、後日になって、戦前、右翼の或る事件に関与し、戦後はGHQとなんらかの関連があり、石橋さんをパージにかけようとする意図を秘めて提供された資料も含まれていることがわかった。私のおかした政治家としての未熟さを回顧して、今日なお慚愧に耐えないものを感じている」と述べている。なおGS文書 #2b. Materials Concerning the war Criminality of Finance Minister Ishibashi (No date)-10 がこのことに触れている。

(13) GS文書 #10. Letter to Marcum from Sanzo Nosaka — Mr Ishibashi's war collaboration (1 Apr '47)。また左翼系月刊誌『真相』（一九四七年五月号）は、山下一郎「石橋湛山の戦犯記録―これでも自由主義者―」（メリーランド大学東亜図書部所収）の中で、「……戦時中石橋は、……昭和一八年の秋、『大陸東洋経済』を朝鮮京城に創刊して、同地の戦時経済指導に協力した。　また昭和一七年暮には香港総督磯谷中将と結んで香港支社を設け、磯谷のブレンとして常務理事斎藤幸治を陸軍嘱託の肩書で同地に送り、一九年六月には『香港東洋経済』を創刊している。　もしも彼がパージにかからないようだったら、日本中の出版業者の中で公職追放になるものは一人もないだろうし、金融資本家、軍需産業資本家からも追放者が出なくてもよいとゆうことになる。　……とにかく、インフレをなくすためにも、石橋のような蔵相の追放は当然であるが、日本民主化のためにも、このような侵略主義者、超国家主義者は衆議院、出版業界から絶対に追放せねばならない」旨述べており、その類似性が注目される。なお新報社関係者によれば、フミハル・トクヒロなる人物は存在しないとのことである。

(14) GS文書 #9. Memo for Record — Ishibashi, Tanzan, Finance Minister (28 Mar '47)。

(15) 前掲書『占領秘録』二五三―二五四頁、前掲書『湛山日記』（一九七頁）五月二三日（二〇二頁）、石橋湛山「湛山回顧⑦占領下の経済政策と〝追放〟」参照。

(16) 前掲書『占領秘録』では、「しかしこの時は、前とは違って、総司令部の湛山に対する感情は硬化していて、手がつけら

れないことを知った。吉田は石橋退陣に備えて、密かに大蔵大臣の後任選考をはじめた」（二五三―二五四頁）としており、坂倉証言と食い違う。

(17) GS文書 #10b. Memo for Purge Office from Tsukahara — Subj: Members of Proposed Public Information Media Sub-Committee (25 Apr '47)。

(18) 前掲書『占領秘録』二五四頁参照。理由書（太田氏提供）の内容は下記のとおり。

「中央公職適否審査委員会に於て石橋湛山を非該当と判定したる理由は左の如し。

一、東洋経済新報社は、今次戦争前後を通じて自由主義の立場を堅持し、軍国主義乃至超国家主義を排斥せるは、顕著なる事実にして、之が為戦時中軍文書及び官憲より迫害を被りたる事も又衆知の事実なり。

日支事変以来、言論界は軍に官憲により極度にその活動を統制せられ言論の自由は甚しく制限且圧迫せられたるも、此の間に在りて、同社は、毅然として自由主義的なる立場を保持し来たるものにして、此の点に於ては同社は特異の例に属し出版界中第一位に推さるべきものなる事は一般の輿論なり、同社のかゝる主義主張の堅持に就きては此の間主幹又は社長の地位に在りし石橋湛山個人の主義、思想傾向を多分に反影せるものなる事は之亦万人の認むる所なり。

二、今般言論報道関係審査の基準作成の為他の機関に於て別に各報道機関につき調査中なるが右調査に就いて見るに所定期間内に於ける同社の不穏当記事の掲載回数は五ケ年間に三十二回、不穏当著書の出版は六回にして其の計数は他雑誌及出版社に比して極めて僅少なるのみならずこの調査も尚ほ厳密に審査すれば更にその数を減ずるを至当とする事情にあり、斯くの如く報道関係の基準は未だ確定的ならざるも、前項の事情を考慮する時は、東洋経済新報社は不適格該当の出版社とは認め難く従つてその責任者たる石橋湛山も又非該当者と判定せらる。

三、尚石橋個人の経歴及び著述に於て該当事項と認めらるゝものなし。

昭和二十二年五月三日　中央公職適否審査委員会　印」

(19) ハンス・ベアワルド、鶴見俊輔、松浦総三〈鼎談〉「追放は日本の政治をどう変えたか」（『思想の科学』一九六六年八月号所収）九頁参照。H. H. Baerwald 氏の証言。

(20) GS文書 #15a. Memo for Record — ISHIBASHI, Tanzan, His Status Under SCAPIN 550, (30 Apr '47) なおこの間、ESSはGSへ極秘資料を二点送付した。一点は、「石橋湛山蔵相の公職追放」（GS文書 #21. Check Sheet from ESS to GS — Removal from Office of Finance Minister Tanzan Ishibashi (1 May '47) で、その要旨は、

① 現在石橋が中央公職適否審査委員会により追放となるか否かの瀬戸際にあると伝えられている。そこでこの情報がGSの一助となろう。

② 蔵相としての石橋の記録は、占領下の経済目標に終始妨害してきたことを示している。ゆえに石橋が現政府の地位を維持することは許されるべきではない。

③ 具体的には、戦時補償打切り問題、インフレ問題、物価問題に関するGHQ指令違反、経済安定本部への支配力拡大、国民に対する声明の不履行、銀行への不当融資、財政均衡のための非協力といった諸点で、石橋は占領目的に矛盾する政策を採ってきた。」

もう一点は同文書前掲 #20. Appendix I — Mr. Ishibashi's Obstructionism on Extraordinary Tax Legislation (No date) で、補償問題をめぐる湛山の抵抗が報告されている。

(21) GS文書 #16. Black List — Public Information Media (No date), #17. 18 Jan 41 — Editorial and 19 Nov 41 Editorial — excerpts by Ishibashi (No date), #18. Memo for Record — Re Ishibashi, Tanzan (30 Apr '47)。#16 のリストには新報社は載っていない。

(22) 太田剛氏の証言（一九八五・五・一三）、太田剛「公職追放と資格審査」（前掲書『昭和経済史への証言㊦』所収）五五頁、前掲書『占領秘録』二五四頁参照。吉田が動かなかったのは、①動いても無駄だと思ったためか、②吉田の物臭さの性格によるものか、③石橋が追放となっても構わないと考えたためであるのか、判明し難い。ともかく動けば助かる可能性があったにもかかわらず、吉田が動かなかったことは事実である。——前掲書『現代政治家論』二四七頁。実際吉田はこの頃、元外相佐藤尚武や松野鶴平の追放取り消しをマッカーサーに文書で要請しているが、湛山助命のための文書は発見できない。なお河合良成は「吉田総理などは、石橋君のパージ解除を要請するためマッカーサーに会うと称して出かけ、お濠を二、三べん回っただけで帰ってきたというわさ話がある」（前掲書『孤軍奮闘の三十年』一八三—一八四頁）と指摘している。逆に、渡辺武氏は吉田はGIIのウィロビー筋から湛山追放阻止を図ったのではないかと推定している。

(23) 同文書 #22. Memo for CLO from General Whitney — Subj: administration of SCAPIN 550 (ISHIBASHI Tanzan) (2 copies) (7 May '47)。

(24) 『湛山日記』二〇〇頁、渡辺武「石橋さんの思い出」（前掲書『石橋湛山—人と思想—』所収）七九頁参照。しかしマーカットの副官であった C. Harada 氏は「それは嘘だ、マーカットは湛山追放を知っていながら知らないそぶりを示したに違

いない」と証言した。

(25) 湛山はその時の印象を、「まさかと思っていただけに驚きも大きかった。驚きはすぐに怒りにかわっていった。戦勝国の一方的な立場で、自分の意に従わぬ政治家を〝追放〟という凶器で葬ってしまう占領政策……私は、激しい憤りを、それこそ全身に感じた」――石橋湛山「今だから話そう④―追放のカラクリ―」二四頁。

(26) 前掲書『湛山日記』一九八頁、前掲書『現代政治家論』二四七頁参照。その間の吉田と湛山のやりとりは、前掲書『占領秘録』によれば、次のとおりである。

吉田の怒鳴るのを聞いていた湛山が、「あなたは一体私に秘密にしてどうするんですか」と尋ねると、吉田は「いや内閣はもう一週間ぐらいの運命だ。だからその前に君に話していやな思いをさせるのはたまらないから、その間にぎっておくつもりだった。一緒に内閣をやめようと思ってね」と答えた。湛山は、「それはおかしい。なるほど大蔵大臣は内閣がなくなれば、おしまいになるが、議員の資格も失うし、東洋経済にも帰れない。僕のいままでやってきたことは全部なくなってしまうから、僕にとっては重要なことですよ」といった。吉田は、そうかな、という表情をした。(二五五―二五六頁)。

また石橋湛山「湛山回顧⑤敗戦直後・一年有余」によれば、「僕がパージにあったとき、それ（ごちそうとか贈賄）をやれといったものがある。それをやらぬとパージだ、やらなければ無理だといわれた。勿論やりませんでしたけれどね。……日本人が間に入ってもうけていた。仲介業者ですね。僕がパージにあって、司令部の人に連絡をとる必要があった。それでだれだれのところへ金をもっていけという指示の電話がかかってきた。金を出せという一種の脅迫の電話ですね。ないからやらなかった」（一一七頁）という。

(27) 前掲書『湛山日記』五月九日（一九九頁）には次のように記されている。

「会議中総理より予に電話あり、昨日の司令部覚書の件は日本政府に於て承認し難し、依って尚ほ暫く窓口交渉を行はしむべしと、総理自身マ元帥に出向くことを回避せるなり」。

(28) GS文書 #23. Copy of Letter — from Ishibashi (12 不明 '47), #24. Letter from Ashida, Baba to Ikeda (12 May '47)。

(29) 前掲書『湛山日記』一九九頁参照。

(30) 同右書一九九―二〇〇頁、前掲書「私の履歴書」八六頁参照。

(31) 前掲書『占領秘録』二五六―二五七頁参照。『湛山日記』五月一七日には、「GHQの真意は予の財政策に対する不満にあ

り、占領政策背反として巣鴨に送る代りに追放の挙に出でたりと云う、総理の言奇々怪々、拒絶す」（二〇〇頁）とある。

(32) GS文書 #24a. Official designation of ISHIBASHI Tanzan (16 May '47), #24b. Letter to General from CLO — Re case of Ishibashi (17 May '47)、前掲書『占領秘録』二五七頁参照。

(33) 太田剛氏による提供資料。

(34) 太田氏の証言。

(35) 前掲書『湛山日記』二〇〇—二〇一頁、前掲書『占領秘録』二五七—二五八頁参照。

九　石橋追放の影響

石橋追放のニュースが国内にどの程度の反響を呼んだか、今日判定することは難しい。当時公職追放関係の情報源がほぼ占領軍当局に握られていたこと、プレス・コード（新聞規約）により日本の言論界では占領行政批判は許されなかったこと[1]、読売新聞など主要報道機関が共産党ないし左翼陣営の影響下にあったこと等が客観的評価を困難としている。そのため石橋追放の報道は事務的に処理されたが[2]、実質的な懲罰的措置であるとの見方が一般的であったと思われる。むしろ『ニューズウィーク』など米国ジャーナリズムが、湛山追放に大きな関心を払い、GHQ主導による公職追放の在り方を鋭く批判した。また湛山自身が占領下では異例の反駁文を公表して自己の追放の不当性を訴える行為に出たため、俄然石橋追放問題が脚光を浴びるにいたった。以下、石橋追放の影響を明らかにする。

湛山は公職追放後、直ちに片山新内閣に対して追放取り消しを要求する一方、GHQ側への抗議に着手した。五月一九日および六月二日には戸田豊太郎（キリスト教女子青年会理事長）を通じて湛山の友人署名の陳情書がマッカーサーに提出され、また湛山自身、五月三一日、『ニューヨーク・タイムズ』記者バートン・クレーンを介して、マッカーサーへの面会を申しいれた。さらに六月二三日、マッカーサーの側近のグリーン大佐にも追放の不当性を訴えた。しか

しそのような努力も効果がなかった。[3] その中で、占領行政に批判的であった『ニューズウィーク』（五月二六日号）は、「大臣追放の裏面」と題し、パージが日本政府によって実施されているというのは「うそ」であり、実際はGSが指導かつ命令しているとした上で、石橋追放の内幕、とりわけ日本側で非該当と判定したのをGHQ側がくつがえした様子を暴露した。[4] その結果、この記事を執筆した同誌のコンプトン・パケナム（Compton Pakenham）はGHQによって「危険分子」とみなされ、尾行されたり、不在中に家宅捜索されるなどの迫害を受けることとなった。[5]

果たして九月一九日、湛山はウィギンズ執筆の四月三〇日付文書を入手したことから反撃に転じた。[6] 直ちにGHQ覚書に対する反駁論の執筆に取りかかり、一〇月二〇日、中央公職適否審査委員会および中央公職適否審査訴願委員会に「私の公職追放の資料に供されたと信ずる覚書に対する弁駁」を提出するにいたった。[8] そして、一週間後の二七日、湛山は午後二時より日本の主要新聞の政治部長、午後四時より外国ジャーナリズム特派員を各々日本工業倶楽部に招き、前記弁駁書を配布した。[9] その席上、外国人記者から「（追放の）責任者は誰だ」と質問されたのに対して、湛山が「責任者はホイットニーである」と答え、さらにマッカーサーについても「監督上の責任がある」と述べたため、問題が大きくなった。占領下で最高司令官の責任を追及したのだから、戦犯として処罰されるだろうという噂まで流れた。[10]

一方、湛山から公職追放の再審査を要求された訴願委員会の動向について、同委員会の委員であった渡辺忠雄氏は次のように証言している。[11]

「……訴願委員七名は、審査の対象となる人が人だけに、慎重の上にも慎重に調査検討した。……調べれば調べるほど、その所論、所説は、真の自由主義者としての人間石橋湛山を、ますます強く裏づけると感じたのである。私が石橋さんに対する畏敬の念をいっそう深めたのは当然であった。……もちろん、私たち訴願委員会の調べたところによっても、石橋さんが追放に該当するような点を見出すことができなかった。ところが、訴願委員会の中に、石橋さんを「追放解除すべきでない」と強硬に反対する人がいたのは意外だった。このため、私は委員会で、この委員と延々何時間にもおよぶ激論をたたかわすこととな

った。審議は首相官邸で行なわれていたが、委員長の宮城実氏は度々、休憩を宣し、官邸の庭に降りてしばらく頭を冷しては、また審議を続けたのであった。これまで訴願委員会では、投票によって議決という前例はなかったが、結局、私はこの場合は票決によるほかないと提案し、それが容れられて、各委員が賛否だけを述べることになった。こうなると、さすが、かの強硬な委員も折れてきて、漸く全員一致で石橋さんの追放解除を決したのである。」

石橋追放解除に反対した委員とは殖田俊吉であった。殖田と吉田との親密な関係から推して、殖田が吉田の指示を受けての行為とする見方も可能となる。[12] ともかく、審査委員会の石橋追放非該当決定に続き、訴願委員会でも追放解除決定が下った。しかしながら再度ホイットニー局長は日本側の決定を拒絶した。その結果、内閣から新報社の反証不承認通知（一一月一三日付）が届き、翌一九四八年五月一〇日には公職資格訴願委員会から、覚書該当者としての追放指定解除を行わない旨の決定通知（総理大臣名）が届けられた。[13]

それでも湛山は、七月二六日、渡米を控えた鈴木文史郎を訪ね、「元大蔵大臣石橋湛山追放の経過及び感想」と題する英文印刷物を手渡し、しかるべき米国側知人への配布を依頼した。[14] また大蔵大臣時代の湛山のＧＨＱに対する姿勢に敬服していた橋本徹馬が、石橋追放問題を含む意見書「公職追放に伴ふ疑点」をバートン・クレーンを介し、マーシャル国務長官、ロイヤル陸軍長官、ヴァンデンバーグ上院外交委員長三氏に送った。この意見書は三要人に届いたばかりでなく、その要旨が七月二六日のニューヨーク・タイムズ紙上に掲載された。[15] すでにワシントンの政府当局では対日占領政策の再検討が開始されており、同年一月、ロイヤル陸軍長官による「日本をアジアの共産主義の脅威の防波堤にする」との演説が政策転換の可能性、すなわち日本の非軍事化・民主化から日本の経済的自立化への移行を示唆していた。[16] したがって、湛山や橋本の果敢な行為は、マッカーサーの占領施策に懐疑的でその政策転換を望む米国各界の要路にとっては、絶好の材料となったと思われる。その急先鋒として政界、官界、経済界の橋渡し的役割を務めたのがニューズウィーク社の極東部長ハリー・カーン（Harry F. Kern）であった。彼はロベット国務次官に手

紙を書き、湛山の追放を例としてGHQおよびマッカーサーの占領政策を批判する一方、ジョセフ・グルー（Joseph C. Grew）元駐日大使らいわゆる知日派とアメリカ対日評議会（ACJ）を結成し、対日占領政策の転換を内側から推進していったのである。[17]

ついにマッカーサーも事態を放置できなくなった。彼は、一九四九年にフォーチュン誌が「日本における二十億ドルの失敗」（同年六月号）を掲載し、月刊誌『中央公論』（八月号）がその翻訳を載せた折、自己の反論「占領政策批判に答う（日本—生存の経済体）」を一緒に掲載させた。その中でGHQの立場を擁護すべく湛山を次のように非難した。[18]

「…東洋経済新報を「有力」と呼ぶことは正しい。しかしこれはその雑誌の意見が健全であるということには関係がない。これは、大東亜圏の開発と搾取のために実業界が軍部と全的同盟を結ぶことを奨励し、戦時ならびに平時における理想的政治経済体制として厳格な全体主義を主張し、「真珠湾」の丸十五カ月前に対米戦争の鼓声を上げ、かつ読者に太平洋上の会戦には合衆国海軍は忽ち日本の海軍力のために敗北を喫するであろうと約束する等、太平洋戦争に導入した諸政策の形成と宣伝に対する責任を帯びるものとして日本政府が指定した同じ東洋経済新報である。一九四六年の第一次吉田内閣における大蔵大臣として、日本の経済は通貨の収縮よりも寧ろ膨張を必要とすると公然主張し、大蔵大臣としてのその無謀な諸政策が日本のインフレイション情勢を更に悪化せしめたのは、この同じ雑誌の前社長兼主筆であつた。」

マッカーサーの石橋批判は、ホイットニーの批判と同一趣旨であり、したがって塚原レポートおよびウィギンズ報告書に依拠したことは明白である。この頃、マッカーサーは第三次吉田内閣を組閣した吉田首相に対し、公職追放者の再審査を行う訴願委員会の設置を承認したが、その際、「鳩山と石橋だけは（追放解除を実施しては）困る」と言明したという。[19] マッカーサー以下、GHQ当局の湛山に対する批判と警戒が如何ばかりか偲ばれる。かくして湛山の公職追放生活は、サンフランシスコ講和会議が開催される三カ月前、一九五一年六月まで、四年一カ月に及ぶこととなった。追放解除の二カ月前、日本に長年君臨したマッカーサーはトルーマン大統領との朝鮮戦争をめぐる論争の末その地位を解任された。湛山の公職追放解除は、いわばマッカーサーという重圧が排された結果であったといえよう。

(1) 松浦総三著『占領下の言論弾圧』（現代ジャーナリズム出版会一九六九年刊）二六―二七頁参照。
(2) 朝日新聞同年五月一八日、GS文書 #25. Nippon Times Article — "Ishibashi Purged With Others" (18 May '47) 参照。
(3) 『湛山日記』二〇一―二〇八頁参照。とくに五月二八日「ホイットニーに提出すべき書面等起草」、三〇日「……中央公職適否審査委員会に提出する「私の公職追放の資料に供されたと信ずる覚書に対する弁駁」の執筆にとりかかる」、六月一日、「新首相に提出する予の追放取り消し要求書起草」、二日、「総理官邸にて片山首相に面会、昨夜起草せるページに関する要請書提出、西尾氏等にも面会」、四日には芦田外相に面会とある。また六月二日には、「千葉（陪）秘書官ボルドウイン（Rogers Boldwin）氏に面会せる結果を報告、マッカーサーは予が大蔵大臣として暗商人と関係ありとか申し居りたる由、意外の事なり」とある。グリーン大佐との接触については、三鬼陽之助「石橋湛山和尚の反骨」（『中央公論』昭和四八年七月所収）二七七頁参照。
(4) News Week, May 26, 1947, 47 p. と新報社『社内報』昭和二二年六月一八日参照。
(5) 前掲書『日本占領』第二巻三〇〇頁、前掲書『占領下の言論弾圧』一〇〇―一〇二頁参照。
(6) 「石橋追放理由書」を入手した松本重治氏が石橋にもたらした。――石橋湛山「湛山回顧⑨追放・政界復帰」九六頁。前掲書『湛山日記』には、「夜、GHQ Gup Wiggins (Research Analyst) 執筆の予に対す訴状（本年四月三十日付）を読む、予は未だ斯くの如く独断にして悪意に充ちたる文書を内外に亘りて閲読したることなし」とある。
(7) 昭和二二年三月発足した。委員長宮城実、委員は渡辺忠雄、江橋治郎、小林珍雄、富安謙次、殖田俊吉、北沢新次郎の七名で構成された。
(8) 前掲書『全集』第十三巻二五二―三三二頁、GS文書 #51. Refutation of the Memorandum Believed to have Served as the Basis for my Removal from Public Office — signed by Ishibashi Tanzan (No date)。
(9) GS文書 #33. Memo for General Whitney from Kades (25 Oct '47) は、石橋の記者会見予定に対するGS首脳の困惑ぶりを伝えている。なお記者会見により自己の潔白を訴えるとの方法については、グリーン大佐の助言に負ったのかもしれない（前掲書『湛山日記』二二七頁参照）。GHQ内部や海外特派員の中には、湛山への同情か、GSの専横的態度を不快としたためか、湛山を支援する者が存在した。
(10) 湛山は、「逮捕されれば、裁判になる。……（となれば）弁解できる（機会を得られる）から捕ってもよい」と考えていたという――『湛山日記』二三二―二三三頁。もっともバンカー副官は、「これで石橋はだめだ、追放解除の見込みはない」といってサジを投げたという。――『占領秘録』二五八頁、前掲「石橋さんの思い出」八〇頁参照。

(11) 渡辺忠雄「石橋大人」（前掲書『石橋湛山―人と思想―』所収）二一一―二一三頁。
(12) 渡辺氏の証言。小島直記著『異端の言説・石橋湛山㊦』（新潮社一九七八年刊）二二一頁参照。
(13) 前掲「石橋大人」二一三頁参照。また同月一九日の『湛山日記』には、ケーディスが石橋追放の解除要求はＧＨＱに挑戦するものであると語ったこと（二三八頁）、同二二日には、芦田外相より追放解除に努力したが総司令部の承認するところとならなかったとの通知が届いた――「石橋湛山年譜」（前掲書『全集』第十五巻所収）四〇二頁。
(14) 前掲「石橋湛山年譜」四〇二頁。
(15) 橋本徹馬著『占領治下の闘い』（紫雲荘出版部一九五二年刊）三八―五〇頁参照。
(16) 末川博・家永三郎監、吉原公一郎・久保綾三編『日米安保体制史②』（三省堂一九七〇年刊）六四三―六四九頁参照。
(17) ハリー・カーン「日本の戦後裏面史」（『週刊文春』一九八三年八月一八日・二五日号所収）参照。ＣＡＤ文書 THE AMERICAN COUNCIL ON JAPAN: 25 July 1948, 27 July 48, 6 August 48, 18 August 48, 27 August 48 memo 参照。
(18) 『中央公論』一九四九年八月号五八頁。
(19) 吉田茂著『回想十年』第三巻九〇頁参照。

十　結　論

以上のとおり、石橋湛山の公職追放は、本来の公職追放の法的規定外に位置したきわめて不正常な形態として生じたばかりでなく、追放にいたる経過、結果および影響いずれの面でも数多の追放事例の中で特筆すべきものであった。要するに、ＧＨＱが問題の対象とすべきは政治家湛山であるにもかかわらず、あえて言論人湛山にすり変え、公職追放理由が捏造されたのも、占領行政に対する反逆罪規定が公職追放令に存在しないためであり、湛山に対する政治的処断を糊塗して表面上正当性を装うための、まさに苦肉の策であったわけである。結局湛山が蔵相に就任した直後から、ＧＨＱ側は石橋追放を既定方針としていたといえる。ただ強権を発動するためには機が熟さず、そのタイミングを見計らうために、一年もの日時を要することとなったにすぎない。その意味において、湛山の追放は、概してフェ

アーに実施されたと思われる公職追放に悪しき足跡を記し、ひいては占領史上に汚点を残すこととなった。

もし湛山が言論界から政界に転ずることがなければ、湛山追放はまず起こり得なかったであろう。政治家に転身したとしても、吉田内閣に入閣しなかったならば、あるいは大蔵大臣といった主要地位に就任しなかったならば、湛山は追放にはいたらなかったかもしれない。しかし湛山は吉田保守政権に加わることにより、自己の対外的イメージを正から負へと変えてしまった。そしてその積極財政がいっそう悪く作用して、GSやESS、また国内左派からも糾弾されることとなった。しかも湛山が吉田と抗争したために、ついに追放は不可避となった。初期の吉田は、第二節のとおり、マッカーサーに湛山らの延命を請うていたが、後半の吉田は湛山を完全に見限った。もちろん論理上、吉田はもはや万策尽きて、あるいはGS側が強硬であるがために、湛山を擁護する処置を失ったといえなくもないが、それらの証拠が見当たらないことも確かである。やはり吉田はGS側の湛山追放を承知しながら、これに抵抗せず、黙認したというのが真実であろう。したがって、もし湛山が吉田と政治的に対立しなければ、湛山追放は土壇場で阻止できたかもしれないとの仮説には信憑性がある。(1)

とはいえ、石橋追放問題をGS側や吉田側の政治的作為としてのみ還元しては、歴史に照らして公平さを欠くこととなろう。湛山自身の内在的要因、具体的には湛山の剛直な性格やGHQに対する非妥協的姿勢は、果たしていかに追放問題と係わったであろうか。ESS労働課長を務めたコーエン（Theodore Cohen）は、近刊の回想録の中で、湛山を膳圭之助と並ぶ頑迷かつ戦闘的政治家とみなし描いている。(2) また日本文化史研究の権威であり、イギリスの対日占領政策に大きな役割を果たした元外交官サー・ジョージ・サンソム（Sir George B. Sansom）も、一九四六年一月二五日付の日記に、湛山との面会に触れ、湛山が反白色人種主義者として米国の民主化政策を嫌悪・軽蔑している旨記している。(3) 敗戦と戦後の再建に対する湛山の気負いが裏目に出たとも、戦争の勝者と敗者間の厳然たる立場の相違が誤解を生んだともいえなくはない。また吉田流の外交技術の観点やタクティカルなレベルからすれば、湛山のGHQに対

する姿勢は政治家として未熟さの証明ともいえるであろう。戦前戦中の反戦リベラリスト湛山が占領者側からは、吉田と同様の保守的頑迷さと封建的傲慢さを備えた政治家との印象を残したことは皮肉であり、不幸であった。

とまれ、真の問題は、湛山の抵抗はなぜゆえの、また何のための抵抗であったかを解明することにある。つまり、湛山流のナショナリズムを戦後史にどのように位置づけるかということにある。湛山には一九一〇年代以来言論人として培われたより大きな新日本の構想があった。それは「小日本主義」の理念を骨子としていた。小日本主義とは、戦前における趨勢ともいうべき武力や国力を背景とするいわゆる帝国主義的・絶対主義的発展を斥け、代わって経済合理主義に基づく産業の振興・貿易の拡大・社会福祉の向上を眼目とし、日本は海外領土を取得せずとも旧来の領土にて国家的繁栄が可能であるとする平和主義的・相対主義的発展論である。この理念はほかにも、たとえば、主権在民・男女平等・完全選挙権・議会制度改革・地方自治拡大などの戦後達成される一連の民主化政策をすでに大正初期から内包していたのである。それだけではない。奇跡といわれた日本の高度経済成長、そして経済大国の実現も自明のものとして湛山の戦後設計図に色濃く描かれていたのである。湛山の戦後構想は、要するに、これら小日本主義の理念に依拠した〝自力更生論〟であった。他律的ではない、自律的精神こそ肝要であった。アメリカに全面的に依存することは、湛山にとっては新日本の真の改革とは成り得ないことを意味した。とすれば、この立場こそ戦後日本の望むべき健全なナショナリズムといえたのではなかろうか。少なくともこの点に関しては、吉田も湛山に遠く及ばないはずである。

石橋蔵相の下で一年間仕え、ともにGHQとの難渋な交渉に携わった渡辺武氏は、「石橋さんの司令部に対する抵抗は、占領下という特殊な事態の下では可能な最大限のものであった。この抵抗は自己の信念から出た抵抗であり、単に権威に対して反抗するといったものではなかった」と証言している。(4) 敗戦といういまだかつてない祖国の危機に際し、湛山は自己の理念に忠実に従い、その戦後構想の実現に向けて全身全霊を捧げたといっても過言ではない。

湛山は一九五一年六月、晴れて政界に復帰した。と同時に吉田派との権力闘争が開始され、吉田内閣打倒と鳩山政権誕生の一翼を湛山が担ったことはあまりにも有名である。そして一九五六年一二月、自ら内閣首班として総理大臣に就任した。在任期間は、予想もしない病気のため、わずか六三日という短命であったが、その潔い引き際がいまだに政界の語り草となっている。石橋内閣がもし二年継続していたならば、その後の日本の政治状況も大きく変わっていたであろうとの指摘は故なしとしない。しかし歴史に「もし」が許されるならば、これをむしろ一九四七年当時に適用したい。希有な哲人政治家湛山の喪失は、戦後日本の方途における一つの可能性を奪われたほどの重大な意味をもったであろう。

（1）前掲「追放は日本の政治をどう変えたか」九頁参照。

（2）セオドア・コーエン著（大前正臣訳）『日本占領革命—GHQからの証言㊤』（TBSブリタニカ一九八五年刊）一七〇頁、同㊦四四—四五頁、一三二頁参照。

（3）岡本俊平「『湛山研究』発表とアメリカ学会の反響」（石橋湛山記念財団刊『自由思想』第四号所収）四五—四六頁。

（4）前掲「石橋さんの思い出」七九頁。また吉田の側近中の側近として活躍した白洲次郎は、「あの時分にいちばん残念に思ったのは日本人というものがほかの東洋人にはえらそうなことをいうけれども、西洋人に対してはからきしだらしがないということを痛感したことです。　内閣の閣僚でも毛唐に平気でものをいって、一歩も退かなかったのは石橋湛山ですよ。だからいまだに好きです。『まさか殺すとはいわんじゃろう』なんてすましていたもの。」と回顧している——前掲書『昭和経済史への証言㊦』四一〇頁。

訂正　本稿第二回（本誌五九巻一〇号）四七頁九行目の「吉田による湛山謀殺説」を「吉田による湛山謀略説」に訂正する。

本稿執筆に際し、ハンス・ベアワルド教授と太田剛氏には多大なる御支援を給わった。また石橋湛山記念財団の武田茂氏には草稿全体に目を通して頂いた。三氏に対し、紙面を借りて謝意を表したい。なお本稿は昭和五七年度文部省科学研究費（奨励研究A）を得るとともに、米国滞在中一部マッカーサー記念財団より資金的援助を受けたことを記しておきたい。